

平成30年度

神戸大学大学院法学研究科
(博士課程前期課程)

学 生 募 集 要 項
(平成30年度4月入学)

グローバルマスタープログラム (GMAP)

<神戸大学大学院法学研究科入学者受入方針>

○グローバルマスタープログラム（GMAP）の教育目的

国際ビジネスの世界では、専門知識に加えて、すべて英語で仕事をこなすことが求められます。このコースは、専門教育に加えて、英語での実務的能力を育成し、国際ビジネス法律家として社会で活躍できる人材の育成を目的としています。

○本研究科が求めるグローバルマスタープログラム（GMAP）の学生像

国際ビジネス分野で活躍することを望む学生、特に、高度な専門知識の習得に加え、英語コミュニケーション能力および海外実務の基礎的経験の習得を希望する学生を求めます。

目 次

1. 募集人員	1
2. 出願資格	1
3. 入学者選考方法	2
4. 学力試験	2
5. 出願期間	2
6. 出願方法	2
7. 試験期日及び時間	3
8. 試験場	4
9. 合格者発表	4
10. 身体に障害を有する者の出願	4
11. 注意事項	4
12. 入学料, 授業料	4

添付資料
出願書類

1 募集人員

専攻	プログラム	募集人員
理論法学専攻*1	グローバルマスタープログラム (GMAP in Law コース*2)	8名

*1現在、法学研究科は博士課程の専攻改組を文部科学省に申請しています。本計画の認可後、平成30年4月以降は、理論法学専攻・政治学専攻が法学政治学専攻へと名称変更されます。本計画に伴う上記の募集人員の変更はありません。

*2平成30年4月以降はグローバルマスタープログラムに名称変更となります。

2 出願資格

以下の各号に掲げるいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者及び平成30年3月までに卒業する見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成30年3月までに授与される見込みの者^{注1)}
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30年3月までに修了する見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30年3月までに修了する見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成30年3月までに修了する見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士に相当する学位を授与された者及び平成30年3月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）^{注2)}
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者^{注3)}であって、本研究科において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本研究科において、個別の審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認める者で、入学時に22歳に達しているもの^{注4)}
- (11) 次の要件のいずれかに該当する者であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
 1. 平成30年3月末において大学に3年以上在学している者^{注5)}
 2. 外国において学校教育における15年の課程を修了した者及び平成30年3月までに修了する見込みの者
 3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者及び平成30年3月までに修了する見込みの者
 4. 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成30年3月までに修了する見込みの者

注1) 上記(2)は、学位授与機構、大学評価・学位授与機構又は大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者を指します。

注2) 上記(8)は、旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校等を卒業した者及び卒業見込みの者を指

します。

注3) 大学院に早期入学した者を指します。

注4) 上記(10)は、短期大学・高等専門学校卒業者、専修学校・各種学校卒業者、外国大学日本校・外国人学校の卒業者等、大学卒業資格を有していない者を対象としています。

注5) 上記(11)の1については、第2年次終了時(平成29年3月末)に卒業に必要な単位のうち80単位以上を修得し、更に修得単位のうち本学法学部規則の成績評価「優」以上に相当する評価の占める割合が、8割以上とします。
なお、この出願資格により本研究科に入学した場合、現在在学する大学を退学する取り扱いとなります。

【出願資格審査】

上記(9)、(10)及び(11)により出願しようとする者は、願書等の提出前に出願資格について確認する必要がありますので、出願の前に個別の出願資格審査を行います。平成29年6月9日(金)までに必着するように次の書類を本研究科大学院教務係へ送付してください。

ア 出願資格事前審査願・志望理由書・出願資格審査を申請する根拠(本研究科所定用紙)

イ 最終学校の卒業(修了)証明書(在学証明書)及び最終学校の成績証明書

ウ 返信用封筒(長形3号(12×23.5cm)の封筒に送付先を明記し、362円切手を貼ってください。)

[日本国外居住者については、法学研究科教務係までお問い合わせください。]

なお、アの本研究科所定用紙は本研究科ウェブサイトからダウンロードできます。

(ウェブサイトアドレス：<http://www.law.kobe-u.ac.jp/prospective-gs.html>)

3 入学者選考方法

入学者の選考は、学力試験の結果並びに入学前の学習及び研究の成果等を総合して行います。

4 学力試験

(1) 書類選考

A 英語能力を証明する書類

TOEFL (PBT, CBT, iBT), TOEIC, IELTS, ケンブリッジ大学一般英語検定試験又は実用英語技能検定の成績(過去5年以内のもの)を一定の方法により換算し、得点を算出します。複数の成績を提出した場合、換算後の得点で最も高いものを採用します。

B 研究計画書 英文で作成したもの(1500 words 以内)

(2) 口頭試験 出願書類を中心に英語で行います。

5 出願期間

平成29年6月30日(金)～平成29年7月20日(木) (消印有効)

(ただし国外から郵送する場合は、平成28年7月27日(木) **必着**)

出願書類の受付は郵送(書留速達郵便)のみとします。

6 出願方法

下記の書類を神戸大学大学院法学研究科教務係(〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1)に「書留速達郵便」で郵送してください。なお、封筒の表に「法学研究科前期課程グローバルマスタープログラム(GMAP)入学願書在中」と朱書すること。

(1)	入学願書・履歴書	本研究科所定用紙
(2)	卒業(見込)証明書	在籍大学又は出身大学の長又は学部長が作成したもの

(3)	成績証明書	在籍大学又は出身大学の長又は学部長が作成したもの
(4)	研究計画書	1,500 words 以内 (英語) A4判用紙にワープロ書きで英語により作成してください。
(5)	英語能力を証明する書類	平成24年6月30日以降に受験した、TOEFL (PBT, CBT, iBT) のExaminee's Score Record (コピー可)、TOEICのOfficial Score Certificate (原本)、IELTSのTest Report Form (原本)、ケンブリッジ大学一般英語検定試験のCertificate (コピー可) 又は実用英語技能検定の合格証明書 (原本) ※出願時に原本を提出できない場合は、コピーの提出を認めますが、口頭試験時に原本を確認します。
(6)	受験票及び写真票	本研究科所定用紙
(7)	写真	出願前3か月以内に撮影したものを入学願書、受験票及び写真票の所定の欄に貼ってください。 (上半身, 脱帽, 正面, 縦4cm・横3cm)
(8)	受験票送付用封筒	本研究科所定の封筒に住所、氏名、郵便番号を明記し、切手362円分を貼ってください。国外に居住している場合は、受験票送付用封筒と切手は必要ありません。
(9)	あて名ラベル	本研究科所定の用紙に住所、氏名、郵便番号を明記したもの (国外に居住している場合は受験票を電子メールで送付しますので、あて名ラベルは必要ありません)
(10)	検定料	30,000円 別紙「検定料の納付について」をよく読み、最寄りの郵便局で、本研究科所定の郵便局・ゆうちょ銀行専用払込用紙により、検定料30,000円を納付し(手数料130円は別途負担)、払込証明書を入学願書の所定の欄に貼ってください。 なお、海外からの送金の場合は必ず事前に教務係で手順を確認すること。 ※一度納付された検定料は、いかなる理由があっても返還しません。

※ 各種証明書が英語以外の外国語で作成されている場合は、日本語訳を添付してください。

外国人の方は、上記1～8の書類に加えて、次の書類も提出して下さい。

(11)	パスポートのコピー又は住民票 (住民票は現在居住する市区町村で発行されたもので、在留資格・期限等が確認できること。)
(12)	出身大学指導教授の推薦状 ※推薦状の提出は任意とします。
(13)	国費外国人留学生証明書 ※該当者のみ

7 試験期日及び時間

平成29年9月16日(土)	口頭試験	午前9時30分(日本標準時)～
---------------	------	-----------------

国外に居住し、希望する者はビデオ通話による口頭試験も可能です。
希望する場合は、願書の該当箇所を○で囲んでください。

8 試験場

神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学六甲台キャンパス（詳細は受験票送付時に案内します）
（阪神御影駅，JR六甲道駅又は阪急六甲駅下車後，神戸市バス36系統「鶴甲団地」行き乗車，神大正門前下車。）

9 合格者発表

平成29年9月25日（月）14:00 法学部掲示板（神戸大学正門脇）に発表します。
また本研究科ウェブサイト (<http://www.law.kobe-u.ac.jp/>) にも掲載します。

合格者に対しては郵便で通知します。電話による照会には応じません。

【留意事項】 入学後の指導教員について

入学後の指導教員については，出願時に提出した研究計画書及び修士論文を執筆する研究テーマを考慮し，国際ビジネス法分野の教員の中から決定します。

10 身体に障害を有する者の出願

身体に障害を有する入学志願者で，受験上及び修学上特別な配慮を希望する者は，原則として平成29年6月9日（金）までに本研究科大学院教務係に申し出てください。

11 注意事項

- (1) 不備のある出願書類は受理できません。
- (2) 一度受理した出願書類（証明書を含む）は，いかなる理由があっても返却しません。
- (3) 一度受理した出願書類の記載事項の変更は認めません。
- (4) 出願書類等に事実と異なる記載をした者は，入学手続完了後であっても入学の許可を取り消すことがあります。

12 入学金，授業料

- (1) 入学金 282,000円 [平成29年度実績]
- (2) 授業料前期分 267,900円（年額535,800円）[平成29年度実績]
（在学中に授業料改定が行われた場合には，改定時から新授業料が適用されます。）

出願時に取得した個人情報の取り扱いについて

- (1) 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を順守するとともに、「神戸大学の保有する個人情報の管理に関する指針」等に基づき厳密に取扱います。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜（出願処理、選抜実施）、合格発表、入学手続業務及び今後の入学者選抜方法の検討資料の作成のために利用します。
- (3) 出願にあたってお知らせいただいた個人情報は、入学者についてのみ入学後の学生支援関係（健康管理、授業料免除及び奨学金申請等）、修学指導等の教育目的及び授業料等に関する業務並びにこれらに付随する業務を行うために利用します。
- (4) 一部の業務を本学より委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行うことがあります。業務委託にあたっては、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、お知らせいただいた個人情報の全部又は一部を守秘義務を課したうえで提供します。

《 麻しん（はしか）、風しんの感染予防措置 》

麻しん、風しんのワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について

神戸大学では「麻しん風しん登録制度」を定め、入学後のキャンパス内での麻しん、風しんの流行を防止するため、全ての新生入生に次の①、②、③のいずれかを提出していただいています。

- ① 麻しんと風しんのワクチン接種を、それぞれについて2回ずつ受けたことを証明する書類
- ② 過去5年以内（平成24年4月以降）に麻しんと風しんのワクチン接種を、それぞれについて1回ずつ受けたことを証明する書類
- ③ 過去5年以内（平成24年4月以降）に受けた麻しんと風しんの抗体検査の結果が、「麻しんと風しん
の発症を防ぐのに十分な血中抗体価（下表参照）を有していることを証明する書類

- *①、②のワクチンは、麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）等の混合ワクチンでもかまいません。
- *①、②では、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていることが必要です。医療機関等から発行される証明書他、平成20年4月1日から平成25年3月31日まで実施されたMRワクチンの第4期予防接種（高校3年生に相当する年齢時）に伴う「予防接種済証」でもかまいません。**第4期予防接種に伴う「予防接種済証」**は①の1回分または、平成22年4月以降のものであれば②として使用できます。
- ***母子手帳**も、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていれば①、②の書類として使用できます。既往歴（かかったことがある旨の記載）のみで、診断根拠として確実な検査結果などが記載されていない場合は、③を提出するか、ワクチン接種を受けて①か②を提出してください。
- *③では、下表の血中抗体価の測定方法と測定値が記載され、測定値が同表の判定基準を満たしていることが必要です。血液検査結果票そのものの提出でもかまいません。血中抗体価が不十分な場合には、必要なワクチン接種を受け、①か②を提出してください。
- *①、②、③の書類の組み合わせ、例えば麻しんについては①、風しんについては③を提出してもかまいません。
- *麻しん、風しんの血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情によってワクチン接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書（医師による証明書等）を提出してください。
- *上記のいずれの書類も入学試験の合否判定に用いるものではありません。

提出期限：4月入学者は新生入生健康診断実施日、10月入学者は10月入学者健康診断実施日

提出先：保健管理センター

麻疹と風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価の測定方法と判定基準

区分	測定方法	判定基準	備考
麻疹	IgG-EIA 法 PA 法 NT 法	8.0 以上の陽性 128 倍以上の陽性 4 倍以上の陽性	3 つの測定方法のうち、いずれかで陽性
風しん	IgG-EIA 法 HI 法	8.0 以上の陽性 32 倍以上の陽性	2 つの測定方法のうち、いずれかで陽性

血中抗体価の測定は、この表の方法によってください。

発症を防ぐのに十分な血中抗体価は、測定方法によって異なります。また、単に抗体陽性とされる値よりは高い値なので注意してください。

- * 医療機関を受診する際には、この学生募集要項を医師に提示するなどして必要な証明書を発行してもらってください。(特に、抗体検査を受ける場合は、測定方法と判定基準を確認していただってください。)

この感染予防措置に関する問い合わせは

神戸大学保健管理センター TEL 078-803-5245

神戸大学学務部学生支援課 TEL 078-803-5219

神戸大学大学院法学研究科

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 2-1

(神戸大学法学研究科 学部・大学院教務係)

TEL (078)803-7234 FAX (078)803-7292

Email:law-kyomu-kenkyuka@office.kobe-u.ac.jp

<http://www.law.kobe-u.ac.jp/>